



LLC 夢さぼーとIT 三島労務管理事務所（大阪機械器具卸商協同組合顧問） 〒541-0047 大阪市中央区淡路町2-1-1  
堺筋千島ビル804号 TEL:06-6209-4161 FAX:06-6209-4162 E-mail:office@yume-it.biz HP:http://www.yume-it.biz

## —News Topics—

- 相手をリスペクトする精神・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- おしえてQ&Aシリーズ (32)  
「労災保険のあれこれ②」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 和田満先生の‘年金講座’・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- なぜうちの会社は人材が定着しないのか？・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 読者のコーナー「中央卸売市場」ご存じですか？  
(一社) 大阪市中央卸売市場本場市場協会 福田 えり子 さん・・・・・・・・ P6



## 相手をリスペクトする精神

特定社会保険労務士  
キャリアコンサルタント 三島 佐智

ラグビーのワールドカップが連日熱戦を繰り広げています。格闘技に近いスポーツという印象を受けますが、一方で、瞬時の判断能力に頭脳プレーが求められるという一面もあり、そこに魅了されます。また、タックルのポジションは、自分の身体をはって相手のプレイヤーにとびかかりボールを防御します。先日テレビのインタビューで「身の危険を伴うのになぜそこまで出来るのか？」という質問に対し、「チームは家族と同じ。家族のためなら身をささげても良いと思う。」と答えておられた言葉が強く心に残りました。

思い起せば、私の従妹は大学時代ラグビー部に所属していましたが、残念ながら、20歳の時練習中に亡くなりました。当時の部員には、社会人ラグビーで活躍された人もいますが、45年の時を経た今でも、お盆になると線香とお酒をお墓に備えに来てくれる人がいます。ラグビーを通して育まれる絆の強さは他のスポーツに勝ると聞いたことがありますが、一生の友という何ものにも代え難い財産を残してくれたようです。

その根底には、相手をリスペクトする精神、‘One for all, All for one’の精神が根付いているといえます。ワールドカップのメンバーを見ると、どのチームも国籍はさまざまですが、相手に対するリスペクトの気持ちこそが、信頼関係を育み栄光につながっている。そのことを感じながら観戦を楽しみたいと思います。



## 「労災保険のあれこれ②」



[イ] 当社の社員が、昨日、帰宅途中に通勤経路から少し離れた所にあるスーパーに寄り道をし、買い物をしてから帰宅しようとしたところ、通勤経路を逸れてスーパーに向かう道の途上で、階段で足を滑らせ転倒し怪我をしまいました。

このような場合、寄り道をしているため、通勤災害とは認められないということになるのでしょうか？

[ロ] また、当社に共働きのため毎朝お子さんを保育園に送ってから出社しているパート社員がおり、その保育園は自宅と職場の通勤経路から逸れた所にありますが、今朝方、保育園の目の前で交通事故に遭い怪我をしまいました。

このような場合も、やはり寄り道をしているため、通勤災害とは認められないということになるのでしょうか？



[イ]については、「通勤災害」とは認められませんが、[ロ]については一定の要件を満たせば「通勤災害」と認められる可能性があります

### ◇ 労災保険における「通勤」の考え方

#### (1) 原則

「通勤」とは、「労働者が、就業に関し、次に掲げる移動（基本的には、住居と職場の間の移動のこと）を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする（労働者災害補償保険法第7条2項）」と定められており、この（合理的な経路及び方法による）通勤の途上で発生した災害が、労働者災害補償保険法（以下、「労災保険法」）上の補償の対象となる「通勤災害」となります。

そして、寄り道等によりこの通勤途上から逸脱または中断してしまうと、それ以降は、（逸脱または中断中は当然として、その後合理的な通勤の経路及び方法に復帰したとしても）原則として通勤途上ではなくってしまうため、災害に遭っても通勤災害認められず、労災保険法上の補償を受けることはできません（労働者災害補償保険法第7条3項）。

#### (2) 例外① - 通勤途上から逸脱または中断しても復帰後は通勤を再開したものと認められるケース -

しかし、例外的に通勤途上から逸脱または中断した場合であっても、「当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない（労働者災害補償保険法第7条3項但し書き）」として、通勤途上からの逸脱または中断中は当然認められませんが、その後合理的な経路及び方法に復帰した場合、復帰後は通勤を再開したものと認められるケースがあります。

具体的には、逸脱または中断の理由が次のケースである場合これに該当します。

《 ※日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるもの 》

- 一 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 二 職業訓練、学校教育法第一条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- 三 選挙権の行使その他これに準ずる行為

四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

五 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

（労働者災害補償保険法施行規則第8条）

※「日用品の購入その他これに準ずる行為」の具体例としては、通達（昭和48年11月22日 基発第644号）により、「帰途で惣菜等を購入する場合、独身労働者が食堂に食事に立ち寄る場合、クリーニング店に立ち寄る場合」が例示されています。

### （3）例外② - 通常とは異なる通勤経路及び方法が合理的な通勤経路及び方法と認められるケース -

また、上記（2）の例外とは別に、一般的に「寄り道」とみられるような経路であっても、次の通達が示す経路の場合、例外的に「合理的な通勤経路及び方法」として認められるとされています。

#### 《 ※合理的な経路について通達の示す基準 》

これをとくに経路に限っていえば、乗車定期券に表示され、あるいは、会社に届出ているような鉄道、バス等の通常利用する経路及び通常これに代替することが考えられる経路等が合理的な経路となることはいふまでもない。また、タクシー等を利用する場合に、通常利用することが考えられる経路が二、三あるような場合には、その経路は、いずれも合理的な経路となる。また、経路の道路工事、デモ行進等当日の交通事情により迂回してとる経路、マイカー通勤者が貸切の車庫を経由して通る経路等通勤のためにやむを得ずとることとなる経路は合理的な経路となる。さらに、他に子供を監護する者がいない共稼労働者などが託児所、親せき等に子供をあずけるためにとる経路などは、そのような立場にある労働者であれば、当然、就業のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路となるものと認められる。

（昭和48年11月22日 基発第644号 一部抜粋）



以上を今回のケースに当てはめると、[イ]のケースについては上記の例外①の場合に照らし、帰途途中に通勤経路近くのスーパーに寄り道し買い物をするという行為は、「日用品の購入その他これに準ずる行為」に当たりますが、転倒し負傷した場所が通勤経路から逸れた寄り道の途上（つまりは、通勤途上からの逸脱または中断中）であったため、通勤災害とは認められません。仮に転倒し負傷した場所が、スーパーで買い物を済ませ合理的な通勤経路に復帰した後の通勤経路上であれば、通勤災害と認められる可能性があったということになります。

[ロ]のケースについては上記の例外②の場合に照らし、そのパート社員が子供を保育園に送っていかなければならない一定の理由（共稼ぎ）が存在するため、通常の通勤経路及び方法から逸脱した保育園への寄り道の途上を含めて「通勤途上」と認められ、労災保険の補償の対象となる可能性があります。ただし、最終的には各々の状況・事情に応じて個別具体的な判断になりますので、その点ご注意ください。

なお、余談ですが上記の通達はいくまで例示であり、「他に子供を監護する者がいない共稼労働者」を認められるケースの一例として示していますが、他の事情（配偶者の長期入院等、共稼ぎ以外で保育園への入所が認められるようなケース）により子供を保育園に送っていく場合も「通勤途上」と認められる可能性はありますので、類似のケースが発生した場合は、その都度管轄の労働基準監督署にご確認ください。



## 和田満先生の ‘年金講座’

和田先生は、全国の鉄道（JR・私鉄・地下鉄・路面電車・モノレール）全路線乗車を達成した乗り鉄社労士でもあります。複雑な年金の話しをやさしく分かり易く解説して下さる人気講師としてご活躍の先生より、読者の皆さん向け講座をシリーズでお届けします。



**厚生年金に加入している夫が 65 歳になると、配偶者である私は第 3 号被保険者ではなくなり、自分で国民年金保険料を払わなければならないというのはホントですか？**



**お答えします**

国民年金の第 3 号被保険者に該当する要件は、「20 歳以上 60 歳未満の方で国民年金の第 2 号被保険者（厚生年金又は共済組合の加入者）に扶養されている人」と定められています。

また、第 2 号被保険者の要件は、厚生年金保険又は共済組合に加入している人のうち、65 歳未満の人及び 65 歳以上 70 歳未満で老齢基礎年金の受給資格を満たしていない人と定められています。

ご質問の場合、ご主人が 65 歳に到達し老齢基礎年金の受給資格を満たしておられると、65 歳以降「国民年金の第 2 号被保険者」ではなくなり「厚生年金の被保険者」となります。そうすると、奥様は「国民年金の第 2 号被保険者（厚生年金又は共済組合の加入者）に扶養されている人」ではなくなるため、ご主人が 65 歳に到達した日において、第 3 号被保険者でなくなります。

【下記イメージ図：参照】

第 3 号被保険者でなくなった奥様は、60 歳になるまで国民年金の第 1 号被保険者として国民年金保険料を納付する必要があります。

### 【第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への変更のイメージ図】

**夫**（厚生年金 40 年以上加入、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている）

|                            |                       |      |
|----------------------------|-----------------------|------|
| 65 歳                       | 67 歳                  | 70 歳 |
| 厚生年金加入<br>(国民年金の第 2 号被保険者) | 厚生年金加入<br>(厚生年金の被保険者) |      |

**妻**

|                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| 58 歳                     | 60 歳                     |
| 国民年金<br>(国民年金の第 3 号被保険者) | 国民年金<br>(国民年金の第 1 号被保険者) |

### 第 3 号被保険者の「配偶者が 65 歳になったとき」の手続き

住所地の市区町村役場の国民年金窓口又はお近くの年金事務所で、国民年金第 1 号被保険者への変更手続きが必要となります。

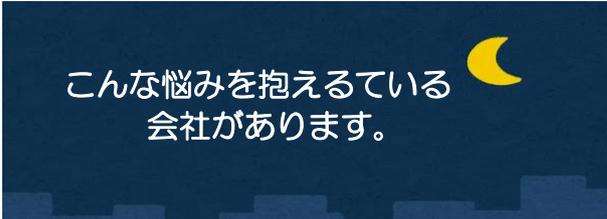
その手続きを忘れていた場合、「第 1 号・第 3 号被保険者資格取得勸奨状」が送付されてきますので、手続きをしておきましょう。

なお、健康保険の扶養者に関する手続きは不要です。





”なぜうちの会社は人材が定着しないのか？”



定着率が悪いと

常に新入社員の教育に手を取られ、コストと時間が余計にかかる。担当者がよく変わるので、お客様との信頼関係が築けない。顧客サービスが低下する。仕事の継承ができない。もともと働いていた社員の負担が増え、不満が募る。

結果、会社の業績へ悪影響を及ぼすこととなります。人材が定着しない原因は主に次のようなことが考えられます。

【一例:該当する項目が多いと、要注意です。】

■原因1 採用時ミスマッチ

- 応募者と会社のニーズが合っていない
- 入社3年以内に辞める社員がしばしばいる。
- 逆に退職してもらいたい社員がいる
- 応募者に会社の方針や社風等を説明しない
- 応募者の経験や志望動機、希望業務などを重要視していない

■原因2 労働条件

- 給料、労働時間、福利厚生、教育など
- 残業（サービス残業含む）が多い
- 同業他社よりも給料が低い
- 定期昇給を行っていない
- 年次有給休暇を取りにくい
- 社員教育、管理職教育をしていない

■原因3 職場環境

- 人間関係、ストレス、いじめなど
- 健康を害する社員がいる
- 残業（サービス残業含む）が多い
- 社員がよく辞める部署や部門がある
- 職場の雰囲気が悪い
- パワハラやセクハラ相談窓口がないか、相談しても放置される

■原因4 企業風土

- 利益至上主義、男尊女卑、体育会系など
- 上司や先輩の言うことは絶対という感じ
- コンプライアンス意識が低い
- 女性社員は結婚を機に退職するのが当たり前という考えがある
- 育児又は介護休業、有給休暇が取りづらい



社員がずっと居たくなるような「選ばれる」会社であるほど顧客サービスも充実し、お客様にも「選ばれる」会社になる。それがやがて社会に「認められる」会社になるということでしょうか。  
(文章:湯口)



## 「中央卸売市場」 ご存じですか？

読者のコーナー



(一社) 大阪市中央卸売市場本場市場協会  
福田 えり子 さん

今回、ご縁があり記事を書かせて頂くことになりましたので、私の働いている職場「大阪市中央卸売市場 本場」についてご紹介させて頂きたいと思えます。

「中央卸売市場」といわれても小学生の頃に流通の仕組みで習ったかな…？と思出す程度で、皆さんあまり馴染みのない場所だと思えます。

大阪市中央卸売市場本場は、大阪市福島区に位置し敷地面積は 177,955 平方メートル、延床面積は 312,160 平方メートルで甲子園球場の約 8 倍あり、豊洲市場に次ぐ 2 番目の広さがあります。私たちの日常生活に欠くことのできない野菜、果実、鮮魚、塩干物などの生鮮食料品を産地から集荷し、公正な値決めを行い、消費者に安定して供給するという生鮮食料品流通における中心的な役割を担っています。

市民（消費者）の食生活に密接な関連をもっている中央卸売市場ですが、その機能や役割の実態については、あまり知られていない面が多いことから、市民に親しまれ開かれた市場を目指しソフト面の充実を図っています。

その取り組みのひとつとして、(一社) 大阪市中央卸売市場 本場市場協会では、楽しく学びながら市場の仕組みについて理解を深めていただける市場見学を実施しています。全国から集まる新鮮で豊富な食材が取引される「せり場」（残念ながら、時間の関係でせりはお覧いただけません）を体感していただき、仲卸店舗での仕入れ体験（一部の店舗での買い物）ができるなど概ね 2 時間のコースです。

市民の方だけでなく教育機関や団体の参加も随時受け付けていますので、ご興味のある方はぜひ市場見学にご参加いただければ嬉しく思います。

詳しくは、当協会のホームページをご覧ください



<http://www.honjo-osaka.or.jp/shohisha-kengaku-kengakuannai/>



【読者のページ】は、皆様の趣味や会社の PR にお使いいただき、読者間の情報交換・交流の場になることを願って設けたものです。

是非、皆様からのメールや FAX、お手紙をお寄せ下さい！！